
第5章 計画の推進

1 推進体制

関係各課及び保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関が情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし共通認識のもとに協力しながら、計画に基づき適切に各施策を実施していきます。

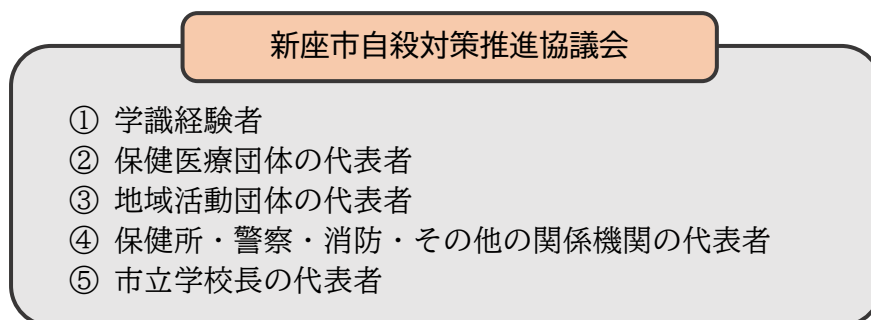
1) 関係機関との連携・ネットワーク化

民間団体、教育機関、福祉事業者、医療機関・薬局、企業・事業所等関係機関が自殺対策について共通認識を図り、自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるよう、各分野間の連携を強化していきます。



2) 新座市自殺対策推進協議会の運営

学識経験者、市内外関係団体の代表等から構成される「新座市自殺対策推進協議会」において、毎年事業の進捗状況を確認し、評価するとともに、計画の適正化を図ります。



3) 庁内体制の整備

市の幹部職員で構成する「新座市いのちを支える自殺対策推進本部」において、関連施策との整合性を確認するとともに、具体的な取組の検討を行います。

4) 国・県との連携

自殺対策に係る様々な施策について、国や県の動向を注視しつつ密接な連携を図り、施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民ニーズの把握に努め、より良い施策を実現するとともに、必要に応じて国・県に対し行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価

計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や必要な措置を講じる「PDCAサイクル」による進行管理が必要です。

第2次計画でも、引き続き新座市自殺対策推進協議会を中心に、年度ごとに施策の進捗状況を点検・評価し、計画の適正化を図ります。

